

総 説

社会正義とその教育－フィールドと倫理教育を結ぶ－考察－

Social justice and its education in social work practice Discussion linking field work and ethical education

志賀文哉

Fumiya SHIGA

富山大学

University of Toyama

要 旨

本稿の目的は、ソーシャルワークの原理の一つである「社会正義」に注目し、倫理綱領における位置づけと実践教育について考察することである。社会正義の追求の観点では実践的なエンパワメントアプローチを内包するクリティカル・ソーシャルワークとの関係が強いが、同時に危機的状況・限界も存在する。それらを踏まえ、野宿者を含む生活困窮者支援の実践教育の取り組みを通して社会正義の教育のあり方について検討する。

Abstract

The purpose of this paper is to examine “social justice”, one of the principles of social work, in the code of ethics for social work practice. We also look at social justice education. Critical social work including practical empowerment approaches is firmly related to the pursuit of social justice, but crisis situations and limitations also exist in present social work practice. Practical education for social justice is investigated through efforts in support of needy persons including people experiencing homelessness.

1. はじめに

2000年、国際ソーシャルワーカー連盟は新しいソーシャルワークの定義の中に「社会正義」という原理を他の「人権」「社会変革」「解放」といった原理とともに導入し、日本でも採択した。「人権」と「社会正義」はソーシャルワークの拠り所となるものであり、それに基づいてソーシャルワーカーは援助実践を展開する。しかしながら、日本においては従来のソーシャルワーク理論と新しいソーシャルワークの定義の整合性を十分に議論できているとはいえない状況にあり、日本の現場で活動するソーシャルワーカーは、政策やサービス体制の変化の中で普遍的なソーシャルワークの理論や価値を確認することなく、状況に応じた実践にかかる言説を展開しているとの指摘がある^{1) 2)}。実践原理の追求はクリティカル・ソーシャルワークの実践に内包されており、社会正義の教育を問う場合には、そのことを踏まえ理論的な位置づけを明確にする必要がある。

本稿では、まず、ソーシャルワークにおける社会正義を確認する。専門職としてのソーシャルワーカーには行動規範となる倫理綱領があるが、その中で社会正義がどのように位置づけられているかを、英米の職能団体のものや国際団体のものと合わせて、日本社会福祉士会の倫理綱領の中で確認し、さらに権利擁護最大化の観点に立つ場合の社会正義との関係を考察する。次に、社会正義の実践とその限界を検討する。その中では、「クリティカル・ソーシャルワーク」をまず確認し、その社会正義との親和性を把握し、ソーシャルワーク実践への影響と限界をみる。その後、社会正義の実践教育のあり方について具体的な取り組みを含めながら検討する。

2. ソーシャルワークにおける社会正義

社会正義とは、社会生活を行う上での必要かつ正しい道理のことを指す価値概念であるが、そのことに普段からどの程度意識的に取り組むかの点では、一般生

活上は馴染みが薄いものといえよう。

しかしながら、ソーシャルワークにおいては、様々な生活困難・生きづらさをかかえている人たちの支援を行なう場面で、社会正義が守られていないと判断される状況に出くわすことは多く、また行動規範ともなる倫理綱領の一つとしてソーシャルワーカーが追求すべきものである。

全米ソーシャルワーカー協会の倫理綱領では、社会正義の内容として社会的不公正をなくすことを掲げているが、社会的不公正に該当する事実を見つければ、その問題を解消すべく努力せねばならないということである。そしてそれが、社会構造の中に見出せる時、その構造を変革していくことを含む。また全英ソーシャルワーカー協会の倫理綱領では、社会正義の具体的追求のために、5つの要点を示している。英国ソーシャルワーク(コミュニティワーク)はかつての植民地経営の中で発展した側面をもつが、社会正義の実現ために公平さや平等性、コミュニティへの視点を明確にしているところが興味深い。国際ソーシャルワーカー連盟等が共通認識としている倫理綱領における社会正義でも具体的な行動指針ともとれる要点を5つ示している。人権概念や世界経済の影響を考慮したものであり、最後に団結することの重要性を示すものとなっている(表1)。

ソーシャルワークの先駆的發展を成し遂げた英米のソーシャルワークの影響を受ける国々においては、社会正義の具体的追求はソーシャルワーク実践に伴うも

のとしていわば当然守られるべきものと認識され、国際ソーシャルワーカー連盟の倫理綱領の中に含まれることで少なくとも外形上はコンセンサスになっていると言える。日本のソーシャルワーカーの職能団体の一つである日本社会福祉士会でも同様に倫理綱領の中に社会正義を含めている。

ところで倫理綱領は、一般的には「倫理的な行動」を促進するだけでなく、倫理的なジレンマに陥った際にソーシャルワーカーを支えるものであるといえ、非倫理的なソーシャルワーカーには制裁を与える根拠となる可能性がある³⁾。しかし、その一方で、実際には意思決定を促進するよりは制限する傾向があったり、実際の現場では実効的でなかったりすることが指摘される⁴⁾。このことは、現場で確認される要支援の問題とその支援プロセスが様々であることを考慮すれば、いわばマニュアルでは対応できないことを意味しているものと思われ、各ソーシャルワーカーの知識やスキルにかかっていることを意味する。

このような概念としての社会正義を具体的な事例でとらえていくことは重要である。事例は個別具体的であるが、近年の「格差」と「貧困」の問題とその議論は社会正義とは何かを問うている。政策によれば、所得の多い人たちの経済活動が全体の底上げにつながるとされ、また「格差」そのものは資本主義の下で当たり前前に存在するとも説明されてきた。しかしながら、新自由主義の下で、人々の所得は社会保障がある一

表1 倫理綱領にみる社会正義

日本社会福祉士会	全米ソーシャルワーカー協会	全英ソーシャルワーカー協会	国際ソーシャルワーカー連盟等
差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由平等、共生に基づく社会正義を実現する	社会的な不公正を変革する	① 公平かつ公正な資源分配 ② 公的サービスや利益に対して、公平に接近できるようにする。また、公平に潜在能力を発揮できるようにする ③ 個人、家族、集団及びコミュニティの有する権利と義務について認識する ④ 法の下で平等に扱い、保護する ⑤ 現在、未来の福祉に関心を向けながら、社会的発展と環境的マネジメントを行なう ⑤ 現在、未来の福祉に関心を向けながら、社会的発展と環境的マネジメントを行なう	① 不利な差別に立ち向かう ② 多様性を認識する ③ 資源を公正に分配する ④ 不正な方針や実践に対して立ち向かう ⑤ 団結して働く

の中にあっても拡がりを見せた。それはジニ係数の増加に確認され、貧困層を大きくしてきたのが現実であり、2006年の相対的貧困率は15.7%であったと政府が公式に認めた。そしてひとり親家庭のそれは54.3%であることも分かってきた。「貧困」はなくすべきものであり、それに苦悩する人を救わなければならないという価値判断を含み持つ。岩田は、この「格差」問題を「貧困」の問題と捉えることが必要であると説く(岩田、2007年)。従来の「格差」の問題を社会的になくすべき「貧困」の問題と捉え直すことは、普遍的価値である社会正義を見出すことでもある。社会正義という価値と行動をつなぎ、具体的に捉えていくことがソーシャルワークの根幹に存在する。

権利擁護の最大化の視点

ソーシャルワーク実践の中では、言うまでもなく権利擁護が必要な場面にも直面する。典型例には虐待事例が挙げられるが、虐待されている要支援者の保護や家族問題の解決、地域包括支援センターや警察といった関係機関との連携など支援者に求められるのは総合的な援助能力であるということが出来る。この時点で直接的援助だけでなく間接的援助も用いているので、支援は比較的広範に展開されうる。本人中心の支援を考えた場合に、単に権利侵害からの保護と基本的ニーズの充足にとどまらず、「本人らしさ」を追求する権利擁護を「積極的権利擁護」ということができる⁵⁾。

このことと社会正義の関連を考えると、本人の権利やQOLの視点から評価できる一方で、それでもなお、社会的なアピールの面では個々の事例にとどまるものであり、この問題を社会構造から生ずるものとして社会変革を目指す場合には、権利擁護の最大化の視点から早期介入や虐待予防に取り組むアクションが必要であると思われる。権利擁護が個別に生じた問題への事

後的な対応のみならず、予防の観点で一般的に取り組まれること(権利擁護の一般化)により、社会の中で認識されその意義が共有されるであろう。地域で展開されるソーシャルワークには、個別の問題を地域で共有する福祉コミュニティ形成の考え方があるが、この予防の活動を広げていくためには、個人情報扱いや二次的な被害に十分留意しながらも、対応した事例をデータ化し、検討会や啓発の取り組みにいかすことが重要であるといえる。ソーシャルワーカーらはそれぞれの所属団体の倫理綱領に基づき、個人情報等の扱いには十分な配慮ができる存在であり、このような社会正義の実現に取り組むことも専門性を発揮するために求められる。

3. 社会正義の実践とその限界

クリティカル・ソーシャルワーク

ソーシャルワーカーが相談支援の実践を行うとき、それを支える価値や倫理が存在しているといえる。直面する状況は一定ではなく、また選ぶことのできないものである。そうした適応範囲の広い考えに下支えされた原則や方略が必要になるのである。社会政治的分析や社会正義への関与によって形成された見方に基づいてこそ、抑圧されたり、周辺化された人々のニーズに取り組むのに適切な方法で個人やグループと共に働くことができるのである⁶⁾。

クリティカル・ソーシャルワークは、英国、米国、そしてオーストラリアへと展開してきたものであるが、もともとセツルメント運動やCOS(Charity Organisation Society)から始まったソーシャルワークが、1970年代に福祉国家に関するマルキシスト批判のもとで危機的な状況に向かえ、急進的ソーシャルワークの登場を経て結実したものと言える⁷⁾。オーストラリアにおけるクリティカル・ソーシャルワークについては、英米を

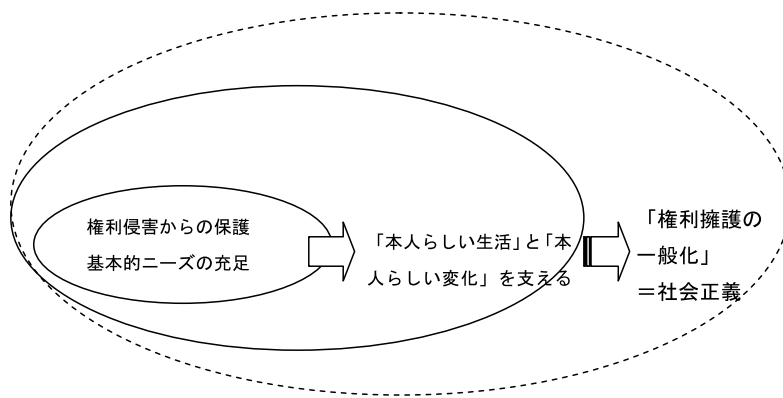


図1 権利擁護最大化の概念(岩間、2008年に筆者加筆)

中心に発展してきたソーシャルワークモデルの無批判的導入に対する批判があり、とりわけ米国でさかんであった個人への介入のあり方に対する再考の中で、社会変革などをめざすプロセスに伴う「社会」への関心が急進性を帯びていたことが指摘される⁸⁾。

「クリティカル」という用語は「マルクスの思想を批判的に継承・発展させてきた批判的社会理論」に起源を持つとされるが、一方、概念は多様であり、「構造主義的アプローチ」と「ポスト構造主義アプローチ」という、一見相容れないか、両立しにくい2つのアプローチに分類される複雑さを呈している⁹⁾。このことは、そもそもの共通した価値基盤の多様性を示しているものと考えられ、解釈によってアプローチが異なるとすれば不安定さを含み持つものと考えられる。また、急進性という用語は、左派的な政治的イデオロギーを帯びている印象を与えるが、エンパワメントや多文化主義、ストレングス視点といったソーシャルワークでは極めて一般的に用いられる考え方やアプローチに浸透している。もっとも、それらの本来の意味付けからは乖離して使用されることもあった¹⁰⁾。

一方、日本におけるクリティカル・ソーシャルワークは、近年になって一部の研究者によって導入されてきている。その中には、実践力を養うための演習教育に具体的な事例を提供しているものもあり、ソーシャルワーカーのアイデンティティ形成の視点で、現状のソーシャルワーク教育の問題点とクリティカル・ソーシャルワークの重要性を丁寧に説明している¹¹⁾。

北川らによれば、クリティカル・ソーシャルワークとは「ソーシャルワーク実践が掲げる目的を実現するにあたり、支援過程をクリティカルにとらえながら展開する」ものであり、利用者のストレングスを重視した実践理論である。この場合のクリティカルの用語は、「批判する」だけにとどまるのではなく、ワーカーが利用者と協働しながら対処したり、利用者が認識している問題に前向きに(共に)取り組むものとされる。さらに注意が払われるべきは、「前向きに」取り組むことは「すべての『現実』を肯定的に受け入れるということではなく、すなわち、利用者がおかれている環境を客観的に捉えた上で、利用者との協働により問題が生じる構造を理解して対応策をまとめることと示されている点である。そしてその現実の中には、支援者がともすれば一方的(主導的)に展開してしまうソーシャルワーク実践も含まれており、与えた影響ともたらされた効果も検討の内に含まれることが注目に値す

る。

また現在広範に用いられるシステム・エコロジカル理論やジェネラリスト・アプローチにおいてはソーシャルワークの理論選択は自由であるが、クリティカルな視点をもつ理論はソーシャルワークを相対化し、結果としてソーシャルワーカーの選択する実践理論は個々の政治的な立場からの影響を受けることが示唆される¹²⁾。この政治的立場の中身については紙幅を割く余裕がないが、政治性を帯びること自体は、ソーシャルワークが社会変革に密接な活動である性格上、何ら不思議はないものといえる。社会正義との関連では、反社会的行為について予防的に介入することを説くハートマンの考え方はポストモダニズムであり、それはクリティカル・ソーシャルワークと親和的な一面を有する¹³⁾(三島:201)。

さらに、「課題中心アプローチ」で知られるパールマンはケースワークの有効性を検討する中で社会変革を促すソーシャルアクションの必要性を説く一方、政策・制度の改善を求めるのはソーシャルワーカーの役割に留まらず、社会福祉に関わる各種団体との連携を築くことを主張しているが、その際にはソーシャルワーク実践で経験される社会正義もまた注意が向けられるものであることが示唆される¹⁴⁾。

クリティカルな理論の問題

クリティカルな理論の中心的な目的の一つは、人々をエンパワメントし、自身の経験を社会的、政治的構造に関連付けることにより分析する道具を与えるものであるにもかかわらず、その理論は様々な考え方を含み複雑であるために理解しがたいものになっているとの指摘がある¹⁵⁾。

また、Ifeは専門職が社会正義を促進する場合の三つの主要問題について指摘している。

一つ目は、専門職の実践が現在の社会政策や管理実践でのやり方から外れやすくなるということ、二つ目は、利用者もっていない専門的知識と技術がもたらす、利用者と支援者との間にある力関係の不平等性の問題、最後に三つ目は、個別化され専門化されたサービスに依存する人のニードを満たすにはお金がかかるという問題である¹⁶⁾。

しかし一方では、クリティカル・ソーシャルワークには社会正義をはじめ、実践の過程で用いる価値をソーシャルワーカー自らが問いただすことができる、分析の視点が存在する¹⁷⁾(表2)。

表 2 クリティカル・ソーシャルワークの基本的視座のための概念 (北川ら、2007 年をもとに著者作成)

概念	要点
1) 社会構造と制度	GRACES : Gender、Race、Region、Age、(dis)Ability、Class、Ethnicity、Sexual orientation に基づく分析 (基本的要素)
2) 価値	個人、集団、地域、社会等に注目し、考え方に介在する価値を分析する
3) 力関係、権力、力	1) 2) の分析のために必要な上下・主従など「力」関係の分析
4) 抑圧	3) 力の行使の場面で介在するのが抑圧であり、問い直しが必要
5) 協働性	1) ~ 4) を踏まえ、利用者との間には「契約」(支援計画)を介して対等・平等な関係を構築する
6) 言葉、語り (ナラティブ)	5) 協働性を有効なものにするために、利用者の言葉や語りに注目する
7) 希望、可能性	逆境にあつて、教育や就労の機会を見出すことは希望や可能性を与えることであり、反動力になりうる。利用者のストレング스에注目しつつ、切り拓くことにつながる。
8) ストレングス	利用者の生活技術・強み・能力を見出し、利用者もそのことを、自覚的に支援を受ける中で利用する。この視点は社会正義や人の尊厳の尊重に資する。
9) 社会資源	個人と社会の資源を有効に活用するためにつなげていく。現状を十分に把握しつつ、利用者のストレングスとの関連も含め、効果的な支援を展開する

8) のストレング스에注目する支援は、「問題の原因や病理的側面を探るのではなく、クライアントが元々有している強みや資源に着目していく」ものである¹⁸⁾。そしてこの実践の中では、過去の解決(成功体験)をみたり、現在できていることに注目したり、これからできそうなこと(可能性)に注目することになっている。これらは原因よりも解決を探ることが有効であるため、解決志向アプローチという。

また、Ife 自身も、「権利と倫理」「保守的個人主義者の方策としての倫理」「近代主義としての倫理」「倫理と人権」などの視点から倫理の替わりになる概念について検討している¹⁹⁾。

ソーシャルワークの危機

ソーシャルワークの価値は普遍的で堅固な価値を有するものと見える一方で、実際の業務を見た時、多くが「ケースマネジメント」に置き替えられ、トップダウンによる圧力的な構図を生み出していること、更には「合理的な意思決定」が進むことによって、客観的なデータとして把握しにくい「価値」や「倫理」は考慮されにくくなるとの指摘がある²⁰⁾。マネジメントによってもたらされる画一的なサービス提供は、計画を立てるには都合がよいが、当事者の多様性を汲み取れず、エンパワメントや自己決定、自己選択などに基づ

く側面的支援を展開するには困難をもたらすものといえよう。ソーシャルワーカーは社会正義と人権に基づいて様々なスキルを用い、「個人の抱える問題を同時多層的に扱う」のであるので、単に何かができる、できないという評価を求めるのはソーシャルワークの本質を見ていないといえる。最終的な「終結」に至った時に、それを支えるものとして社会正義と人権があれば、使命を果たしたと考えられるのではないか。野宿者支援も行うホスピスには、患者の「わがまま」と付き合い、客観的に数値化した検査値のような正しさよりも大切にしているところがある。寄り添う支援のあり方がソーシャルワークに見いだせなくなる時、その基盤である社会正義と人権の価値は問われなければならない。

また、ソーシャルワークにおける“person-in-environment”の観方に対しても再考の必要性が示唆されている²¹⁾。もともと、Hollis が概念化した“person-in-situation”を Green が修正したものであるが、その考え方は、眼前に存在するその人が抱える(主観的に理解した)問題だけではなく、その人が存在する生活環境にも目をやり、総合的な視点で問題解決を図るという点で重要である。ケースワーク中心の支援のあり方では根本的な解決に至らない多問題ケースへの対処を考えれば、その重要性はより明確になる。

しかしながら、生活全体を見るエコロジカルなアプローチでは、葛藤・対立や変化よりも現在の安定に注目し、個々人と環境システムとのコミュニケーションの不全によって問題が引き起こされたものと前提する。その観点からは、必ずしも対立や衝突の状況は存在せず、人と環境の調和が図れればよいことになりかねない²²⁾。

そのように考えると、地域福祉におけるコミュニティ・ソーシャルワークで主張される、直接援助も間接援助も、フォーマルサービスもインフォーマルサービスも必要に応じて使いこなす支援が必要なのであり、支援者にはそれに対応できる能力が求められる。その意味では、支援者たるソーシャルワーカーは日ごろから職能団体での研修を受けるなどして相談援助力を磨き、維持しなければならないであろう。

4. 社会正義の実践教育

これまでにみたように、ソーシャルワーク実践のためには社会正義が重要な行動規範の1つであるが、ソーシャルワーカーを養成するための教育の中に社会正義をどのように落とし込んでいくのかは簡単ではない。倫理はソーシャルワーカーの実践・行動を支えるものであるが、それがいつも解決の決めてとなるということはなく、複雑な倫理問題に直面した時には役立つとは限らないとの指摘もある²³⁾。

1960～70年代ころにおいては、ソーシャルワークが持つ(抑圧からの)解放の可能性に対する憧憬もあったが、その後今日の卒業生らが明確な政治的意思を持っていることは少なくなった。しかしながら Ferguson と Lavalette の 20 年以上の教育経験によれば、社会正義やエンパワメントの考えは今なお、ソーシャルワークを学ぶ学生にとって強力な動機付けを与える要因であり、ソーシャルワークは「倫理的な職業」とみなされている事実からもそのことが窺える²⁴⁾。

また、ソーシャルワークの教育者は学生を個別のそして社会的な変化における専門家となるように意図的に関与すべきであるとの見解がある²⁵⁾。その際、ソーシャルワークは人間の発達、自己決定、社会正義を最大化し、それらを制限する状況を最小化するために発展してきたと主張する。ソーシャルワーカーは個人と環境の間の仲介者であるとの理解から関与と変化の間の緊張は避けがたいものであり、また、保守的な状況が勢いを増す中でその召使のようになることを防ぐために必要な教育であるとの認識が示されている。この

ような変化に対応できるための教育については、個別的支援の専門的な技術教育を行う必要の観点から、教育内容の制限・偏りが生じるとの危惧が表明されることはあったが、ソーシャルワークの価値を維持し、変化に対応できるソーシャルワーカーを養成する点について特段異論はないようである。

現場実践としての社会正義教育

社会正義に関する教育はソーシャルワークに負託されたものであるが、その一方では教室で行うことには限界があり、また自己発見・自己覚知があったとしても実習に結び付くことはないとの指摘がある²⁶⁾。社会福祉士養成の実習は、実習の受け入れ先と連携をとって行うものとされており、様々な知識・技術・価値を現場のソーシャルワーカーと共に確認しながら進めることが可能な環境が整いつつある。その点では共通の価値である「社会正義」は実習を進める中で共通の視点となり、実習を進めるにあたっての障害とはならない。とりわけ社会正義に反する事実への対処は、講義や演習等で実習前に学習する倫理綱領や価値を現場で確認できる機会となりうる。たとえば、児童の施設内虐待の事例は、すでに虐待の基準が明らかにされている現状では、その知識と社会正義の価値をもって共に正すべきとの認識を学生と教育者・指導者の間で共有することは可能である。

しかしながら、実習では職場や職種を理解することが学習の構成上求められ、また個人情報保護のために利用者の実情を詳細に捉えることはできにくい環境もある。その点では、社会正義にフォーカスした学習をするならば、実習等とは別に実践教育の場を設ける必要がある。

実践教育の概要

筆者の大学所属学部には、通年の3年次履修科目として「プロジェクト・マネジメント」があり、この科目は大学で講義・演習を行なうに限らず、学外地域での活動も含めてよいことになっており、上にみた社会正義教育を展開していく上で都合がよい。

今年度開講した「現場を観ながら考える」プロジェクトでは、社会福祉士の生活困窮者支援(原則2地域でそれぞれ週1回の相談支援・安否確認)の現場への学生の参加機会を設けるものであり、他に学生独自に企画したプロジェクト内イベントがある。前者については、年度末に行う「寄せ場」へのスタディツアー参

加以外の、週1回の活動への学生の参加は強制しないが、受講生は月2回程度の参加に務め、月1回の炊き出しへの参加を原則としている。この経験を踏まえた上で年度末には大都市での支援活動の様子を知り、学びを深める意図がある。支援の対象者は変動が大きく一定しないが、学生とともに準備する食料等は概ね20人分である。なお、この実践教育に参加している学生は計7名で、いずれも社会福祉士の資格取得を目指す学生らである。

先に見た時間設定の自由度が高いという本科目の長所がある一方で、授業を実施するには目的に適した現場の選択や現場の変化への十分な配慮が必要である。今回の実践教育の現場は、筆者が本科目開始前にソーシャルワーク実践を約1年行ってきた生活困難者支援活動の場である。様々な問題に直面しつつもラポールの形成が図れ、学生が参加するのに支障ないと判断し学習の場を選定した。県内の大きな2つの駅周辺での活動であり、野宿者や生活困難者が集まって来やすい場所である。図2のように支援を受ける人の数が最少で4人、最多で19人という記録は、最近になるに従い増加傾向にある(図3)が、教員1名と7名までの学生が対応するには問題がないと判断できる。支援する側の数が上回る場合も考えられるが、継続的に参加する中で支援を求める人の変化やその人らの個別の事情などを知ることからの学びを期待できる。

参加者は3年生であり成年者であるが、活動後の帰宅を考慮し実践の時間を21時までとしている。

活動の意義

活動では、定時・定点に集まってこられた生活困窮者(野宿者以外も含む)に対して、少量の食物を提供しながら、相談事や健康状態を聴き安否確認するものである。大阪など大都市で展開されている同種の活動と同じく「夜回り活動」と称しているが、傍からみると食料を配る活動が活動の中心とみられがちである。しかし、実際には週一度の配食が「食」を充たすには余りにも不十分であるということは明らかである。

この種の活動は、野宿当事者ら生活困窮者にとっては食を得る機会である一方で、支援者らが安否確認と相談支援を行なうことで社会的なつながりを維持してもらうことに意義がある。この種の関係が築かれ維持されることで個々当事者の健康・生活の異変だけでなく、心の変化も把握できる可能性がある。野宿者にとってアパート生活は渴望されるものと思われがちだが、支援(或いは「施し」)を拒否されることは珍しく

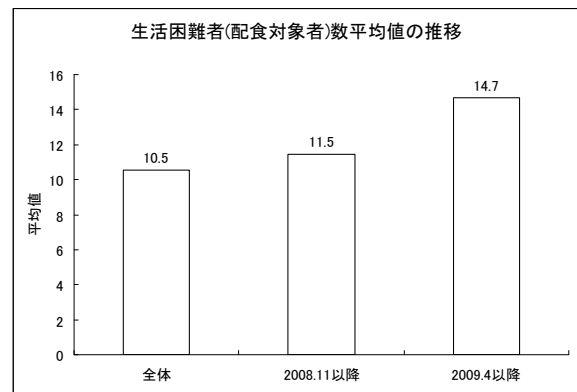


図3 T県主要駅における配食対象者平均値の推移

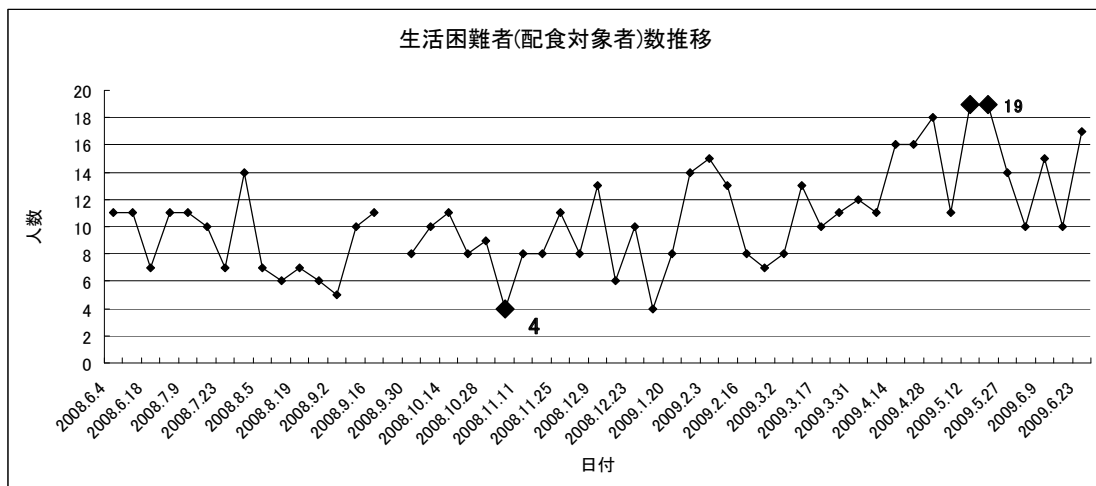


図2 T県主要駅における配食対象者平均値の推移

なく、長く付き合う中で、ある時に支援を受け入れるということがある。当人にとって「十分に期が熟する」ことに根気強く付き合うことが必要である。そのような変化のある場面で、生活困窮者と継続的にふれあうことは、学生の内面の変化をもたらす。

表3のとおり、実践教育前の野宿者に対するイメージは総じてネガティブな内容であり、偏見を有していることも確認できる。社会問題として野宿者がメディアで取り上げられることも多くなったが、実際に近くに駆で見かける野宿者に声をかけたり、何らかの支援に動いたりするまでには至らないことが多いとすれば、この現場活動の中でありのままの状況を直視し、自らの考えのありようを客観的にとらえ、ソーシャルワークの価値であるところの人の尊厳や社会正義について考えるきっかけとなりうる。下記(表4)のように、初回の活動参加後の印象変化があり、一律に良くなるものではないが、否定的な印象から肯定的な印象へと変わる様子がうかがわれた。

しかしながら、この種の取り組みが常に学生の内にある偏見の修正やソーシャルワークの価値を確認あるいは喚起するきっかけになるとは限らない。占部らの研究によると、介護福祉士、社会福祉士を目指す学生37名が野宿者支援ボランティアに参加したところ、

約4割の学生の野宿者に対する印象が変化したということであった²⁷⁾。しかしながら、この変化はネガティブな印象への変化であり、「共感は導かれなかった」ということが記されている。

確かに、この種の活動への参加が自主的なものであるのか、当事者とのコミュニケーションを取る時間があるかなどにより、現場で観ること、考えることが異なってくるのが考えられ、それが否定的な印象と結びつき易いとしても珍しいことではないかもしれない。この評価(イメージ)は確定的なものではなく、継続的な支援をし、支援の意義や価値を問う過程の中で変動するものと考えられる。占部らが、「正しい知識とそれに基づくロールプレイ・グループワーク、継続的な接触経験の繰り返しの必要」を指摘しているように、実践教育の特徴である当事者との交流や外見に限られない観察を重ねること、またそもそもなぜこの種の支援活動が必要なのかを考えたり、継続したりしていくことの意味を見出す上では重要と思われる。

我々の取り組みの中では、上記の結果に合わせて、「もっと関わりを強めたい」「活動を継続したい」との積極的な参加意思が示されており、今後の関わりを模索するとともに、関係が深まる中で生じてくる葛藤や疑問、様々な怒りなどに対応するため、ディブリーフィ

表3 支援活動参加前の野宿者に対するイメージ

質問	結果
夜回り活動参加前の野宿者に対するイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ “生きるため”の狂暴さ、乱暴さ、食欲さ ・ 干渉されるのを嫌うイメージ、関わりに積極的で無いイメージ ・ 話かけにくい雰囲気、社会的に孤立しているイメージ ・ 汚い、暗い、フケ、黒そう、おじさんが多い ・ 暗くて怖いイメージ、かばんなども盗られるイメージ ・ あまり話されない

表4 支援活動参加後の野宿者に対するイメージ

質問	結果
イメージ変化とその理由	<p><よくなった></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者の謙虚な態度(腰の低さ)、提供したものへの「おいしい」という言葉、ユーモアのある会話 ・ 現状に諦めない姿勢、労働意欲、前向きな姿勢 ・ 普通の返答、(当事者の)自発的な話しかけ、仲間意識、互助 ・ 明るい人、清潔な服装をした人もいたこと、暴力的な言葉・態度はなかった <p><変わらない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野宿は様々で、生活の支援も予想できないものが多く、もっと知りたいという気持ち。 <p><何とも言えない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明るいし会話も楽しいが、危険な一面も見える

ングを行ないながら学習を進めている。1年を通して取り組む意義は、授業終了時に、授業との関連がなくなっても継続したボランティア活動を継続する意思が学生らに芽生えているかに現れると思われる。

一市民としてのソーシャルワーカー

ソーシャルワーカーは支援を必要とされる人や状況に対してさまざまな形で介入し支援実践し、そのことが社会正義を追求することにもなる。しかし、そもそもソーシャルワーカーもその社会の一員であり、そういうものとしての自己理解なくして専門職たるソーシャルワーカーたりうるのかという疑問がある²⁸⁾。その疑問に直面したとき、専門職として社会の負託を受けたソーシャルワーカーが社会正義を追求する過程では、避け難く「政治性」が伴うものであるということに気づく。このことは、たとえばソーシャルワークにはソーシャルアクション(社会変革)が含まれていることに立ち戻れば理解しやすい。

教育においては不偏不党であらねばならないが、例えば、現状の政策の下で生じている社会的矛盾や貧困を目の当たりにした時、その時の政党の施策に疑問を呈してもおかしくはないし、現場での実践教育を含めてさまざまな制度と現状を学ぶ過程にある学生が政治に関心を持ち、あるべき政策について考えることにつながるならばそれは好ましいことである。その積み重ねの中で、構造的な貧困の本質を知り、その構造を変えていくために望まれるソーシャルワークを模索することは現場での学びを次の段階の学びへと昇華することを意味するであろう。

5. 終わりに

最後に国際ソーシャルワーク連盟におけるソーシャルワーカーの定義を確認したい。

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと開放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響しあう接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

ソーシャルワークの価値は、人間のニーズを充たしエンパワメント(あるいは潜在する能力・強みを引き

出すこと)に重きを置くが、人権と社会正義はこれらの活動を動機づけ、正当化する根拠を与える。ソーシャルワーク実践においては様々な倫理的ジレンマに直面することがあるが、対応に窮した時に立ち戻るのは価値や思想、哲学であろう。人権や社会正義は「基盤」とあるように、すべてのソーシャルワークの基礎であり、本人主体の支援を行なう中で常にゆるぎないものとして確認できることが専門性を確立したということにもなる。倫理綱領がソーシャルワークの羅針盤のように機能するということは、ソーシャルワーカーがソーシャルワーカーとしての役割を十分に果たしていることを意味するといえる。

文献

- 1) 舟木紳介、オーストラリアのソーシャルワーク専門教育. 『解放のソーシャルワーク』、世界思想社、2007年、71-102
- 2) 舟木紳介、オーストラリアのクリティカル・ソーシャルワーク理論における社会正義概念とポストモダニズムの影響、社会福祉学、2007；48-3：55-65
- 3) Ife J.、Human rights and social work towards rights-based practice、Cambridge University Press、2001: 103-116
- 4) Shiga F.、The constraint factors on political action of social workers and their activism in Australia. Memories of the faculty of Human Development University of Totama、2009: in press
- 5) 岩間伸之、支援困難事例へのアプローチ。メディカルレビュー社、2008：177
- 6) Allan J.、Pease B.、Briskman L. Critical Social Work ? an introduction to theories and Practices、Allen and Unwin、2003: 32-51
- 7) ibid:17-31
- 8) 舟木紳介、オーストラリアのクリティカル・ソーシャルワーク理論における社会正義概念とポストモダニズムの影響、社会福祉学、2007；48-3：55-65
- 9) ibid
- 10) Ferguson I.、Lavalette M.、Whitmore E. (Eds) Globalization、global justice and social work. Taylor & Francis、2005: 157-172
- 11) 北川誠一、松岡敦子、村田典子、演習形式によ

- るクリティカル・ソーシャルワークの学び 内省的思考と脱構築文責の方法. 中央法規、2007 : 12-70
- 12) 三島亜紀子、『社会福祉学の<科学>性』、勁草書房、2007 : 133-171
- 13) ibid
- 14) ibid
- 15) Ife J., Rethinking Social Work: towards critical practice, Longman, 1997: 127-151
- 16) ibid : 39-75
- 17) 北川誠一、松岡敦子、村田典子、演習形式によるクリティカル・ソーシャルワークの学び 内省的思考と脱構築文責の方法. 中央法規、2007 : 12-70
- 18) 大谷昭、大本和子、笹岡真弓他編、改訂医療ソーシャルワーク実践 50 例 典型的実践事例で学ぶ医療福祉、川島書房、2008 : 157
- 19) Ife J., Human rights and social work towards rights-based practice, Cambridge University Press, 2001: 103-116
- 20) 横田恵子、日常性とソーシャルワーク、世界思想社、2003 : 135-175
- 21) Allan J.、Pease B.、Briskman L. Critical Social Work ? an introduction to theories and Practices, Allen and Unwin, 2003:187-201
- 22) ibid
- 23) Reamer, FG (2006). Social work value and ethics, third ed.、Columbia University Press
- 24) Ferguson I.、Lavalette M.、Whitmore E. (Eds) Globalization, global justice and social work. Taylor & Francis, 2005: 207-223
- 25) Abramovitz M., Bardill D.R., Should all social work students be educated for social change? Pro and Con, Journal of Social Work 1993; 29-1: 6-18
- 26) 占部尊士、大西良、藤島法仁 他、福祉学生に対する体験型教育の試み～野宿者支援を通しての学び～、第 22 回日本地域福祉学会要旨集、2008 : 180
- 26) Ferguson I.、Lavalette M.、Whitmore E. (Eds) Dudziak, S Educating for justice: challenges and openings in the context of globalization, Globalization, global justice and social work, Taylor & Francis, 2005, pp141-153
- 27) ibid
- 28) Shiga F.、The constraint factors on political action of social workers and their activism in Australia. Memories of the faculty of Human Development University of Toyama, 2009: in press